

セーフティネット4号認定の申請をされる事業者様へ

セーフティネット4号認定は、突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者に対し、一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証し経営の安定を図るための金融支援措置です。

【対象中小企業者】

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

- (1) 申請者が東白川村内において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 国により指定された災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同時期と比較して20%以上減少することが見込まれること。

※「最近1か月」とは申請月の前月又は前々月です。

【手続の流れ】

- (1) 認定の対象となる中小企業者は、役場地域振興課窓口にて認定申請書及び必要書類をご提出ください。
- (2) 地域振興課で提出された書類を審査させていただき、要件に該当していれば認定書を交付します。
- (3) 中小企業者は、希望の金融機関又は所在地の保証協会にて認定書を持参のうえ、保証付融資の申込みをしてください。

※認定の有効期限は、原則認定書（証明）発行日から起算して30日です。

※「最近3か月」は、申請書提出日の前月分を含みます。ただし、困難な場合は、前々月分を含む場合も可とします。

【提出書類】

次の書類をご提出いただきます。控えが必要な場合は写しを取ってから申請ください。

No.	書類の名称	備 考	必要部数
1	認定申請書	村保管分と認定書交付分の2枚必要となります	2
2	売上高等計算書	最近3か月及び前年の同時期の売上高等を記入ください。	1
3	上記計算書の根拠書類	客観的根拠となる資料をご用意ください	1
4	委任状	代理人が申請される場合に必要となります。代理人の連絡先を確認できるもの（名刺等）を添付いただきたいと思います。	1
5	登記事項証明書（原本）	法人が申請する場合に必要となります。	1
6	確定申告書（写）	個人が申請する場合に必要となります。	1

【申請・認定窓口】

東白川村役場 地域振興課 商工振興係

電話：0574-78-3111（内線252）